

(第8号様式の3)

常務理事	事務長	事務次長	課長	主任	係

**限度額適用**  
**国民健康保険 標準負担額減額 認定申請書**  
**限度額適用・標準負担額減額**

被保険者証記号番号		・		申請日	令和	年	月	日
組合員	住所							
	氏名	㊦	生年月日	昭・平・令	年	月	日	男・女
	個人番号(マイナンバー)							
減額対象者	氏名		生年月日	昭・平・令	年	月	日	男・女
	個人番号(マイナンバー)							
	組合員との続柄		長期入院	該当・非該当				
①	申請日の前1年間の入院期間(日数)			年	月	日から		
				年	月	日まで	日間	
	入院をした医療機関等			名称				
				所在地				
②	申請日の前1年間の入院期間(日数)			年	月	日から		
				年	月	日まで	日間	
	入院をした医療機関等			名称				
				所在地				
③	申請日の前1年間の入院期間(日数)			年	月	日から		
				年	月	日まで	日間	
	入院をした医療機関等			名称				
				所在地				
④	申請日の前1年間の入院期間(日数)			年	月	日から		
				年	月	日まで	日間	
	入院をした医療機関等			名称				
				所在地				

◇マイナンバーカードへの健康保険証の利用登録について◇

現在、マイナンバーカードへ健康保険証の利用登録をされて、カードを医療機関等へご提示いただきますと、限度額適用認定証のご提出は不要となっております。詳細は、別紙ご案内をご参照ください。

## ご案内

### マイナンバーカードの健康保険証利用



**限度額適用認定証の準備が不要になりました！**

## 💡 限度額適用認定証とは？

窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証類です。

## 💡 何が変わるの？どんなメリットがあるの？

これまでは

医療機関・薬局の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめるためには、事前に申請し「限度額適用認定証」の準備が必要でした。

これからは

「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。

※ご加入されている医療保険がデータを登録していない場合には、これまでと同じ扱いとなります。

## 💡 医療機関・薬局に提供される情報は？

患者本人が医療機関での情報提供に同意すると、以下の情報が共有されます。

- 保険者番号
- 被保険者証記号・番号
- 枝番
- 限度額適用認定証区分
- 適用区分※1
- 交付年月日
- 回収年月日
- 長期入院該当年月日※2

※1 自己負担限度額を算出する際に適用する区分であり、被保険者等の標準報酬や前年度所得の水準に応じて設定されるものです。特定疾病療養受療証の特定疾病区分についても、本人の同意があれば医療機関・薬局で閲覧可能です。

※2 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象者であれば医療機関に共有されます。